

第2章

戦後民主主義と政治教育

- 1、戦後民主主義の出発
- 2、新憲法と社会科の発足
- 3、『あたらしい憲法のはなし』と『民主主義』上・下
- 4、教育二法（教育の中立性問題）と政治教育
- 5、戦後民主主義と日本
- 6、民主主義と政治教育

戦後50年の節目の年、1995（平成5）年は、阪神大震災に明け、オウム真理教事件で暮れるような激動の年であった。また、この年は、4月に統一地方選挙、7月に参議院議員選挙が行なわれ、ともに史上最低の投票率を記録するとともに、無党派層がクローズアップされた年であった。これらは、筆者にとって、戦後50年を総括させる意味をもたせた出来事であった。50年前の敗戦の時、中学校1年の筆者は、予想もできなかつた敗戦という現実に直ぐには対応できなかつた。「国のために」「戦争に勝つため」という教育を受け続けてきたからであった。筆者が生まれたのが、1932（昭和7）年、満州事変の翌年、15年戦争の2年目であり、生まれてからずっと戦時中であったことになる。言ってみれば、それまで筆者の受けた教育は、一貫して軍国主義教育、国家主義教育であった。それが、日本の敗戦により一挙に覆されたのであった。その象徴的な出来事が「すみ塗り教科書」であった。「教科書も先生も間違ったことを教えていた」ということは、何を信じたらいいのか、分からなくなつた。その後始まった戦後教育の中心が「民主主義」であった。戦中の「天皇」「国家」「全体」が否定され、「個人」が強調されるようになった。筆者にとって、何よりも共感したのは、「戦争」ではなく「平和」が希求されるようになつたことであった。

それから50年、民主主義教育を受け、さらにそれを教えてきた。その50年目の年に、改めて戦後50年を振り返させられる大きな出来事が相次いだ。年明けに起きた阪神大震災は、筆者に空襲による戦災を想い起こさせた。震災は、天災であり、止むを得ないということもできるが、空襲は正に入災であり、その上全国の主要都市が震災と同じような被害にあったのであるから、戦争の悲惨さ、残酷さは天災どころではないといえる。筆者は、東京から逃れて長野県に学童集団疎開をしたが、家族が離散し、食料難、物資難の悲惨な体験であった。戦後50年、戦争は絶えることなく続いている。ユニセフの『世界子供白書』（1996年）は、平和の時代への希望であった国連創設後の1945-1992年の間に149もの大規模な戦争があり、2300万人以上が死んだと報告している。そして「戦争は常に子どもを巻き込む。子どもには、被害者や戦闘員として親と同じ恐怖を体験する以外に選択の道はない。子どもは常に危険にさらされている。食糧の不足で最大の影響を受けるのは、育ち盛りで、十分な栄養を必要とする子どもである。水源の汚染や病気に対する抵抗力が最も弱いのも、子どもである。暴力や残酷な死にさらされることによる心の傷は、子どもの情緒的発達に生涯にわたる影響を与える。最近の戦争では子どもへの危険が大きく高まっている。」⁽¹⁾として、推定で過去10年間の子どもの犠牲者を次のようにしている。死亡200万人、障害400-500万人、家を追われた1200万人、孤児

100万人以上、心の傷1000万人。

オウム真理教事件では、様々な問題を考えさせられたが、若者がカルト宗教に何故惹かれるのかという点が筆者にとって何よりも大きな問題であった。50年前、筆者たちにとって最大の問題は、明日何を食べるか、ということであった。戦後日本の焼け跡からの再出発は、先ず経済の復興であった。アメリカ映画が映し出す豊かな社会は、天国のように見えた。こんな国と戦争して、勝てる訳がないと痛感した。その後の日本人の目標は、アメリカ並みの豊かな社会の実現であった。そして今日、高度経済成長によって、一応その目標は達成され、天国のような豊かな社会が現実のものとなった。しかし、必ずしも皆が幸せになる社会ではなかった。経済成長の象徴的存在である産業から公害が引き起こされたように、豊かな社会は様々なひずみを引き起こした。離婚の増加などによる家族の崩壊、いじめや登校拒否などの子供社会、殺人などの犯罪の増加、など経済的な豊かさのみでは満たされない精神的なひずみが生じている。オウム事件は、その典型的な現象と捉えることができる。筆者にとって第2の衝撃は、教組を頂点とする独裁体制の問題であった。戦後民主主義が一応定着したかに思えるこの時期に、ナチスのような独裁体制が出現し、数々の人権侵害やサリン事件のような無差別殺人を行なうなど、想像を絶するような事態が生じた。戦後生まれの人たちの集団で、宗教といえども教組の指示で凶悪犯罪が実施されたということは、戦後教育のあり方が問われる問題である。

戦後50年の1995年（平成7）、4月に統一地方選挙、7月に参議院議員選挙の2つの選挙が行なわれた。統一地方選挙では、政党推薦の候補者を破って無所属の青島幸男と横山ノックが、東京都知事と大阪府知事に当選し、その背景にある無党派層が注目を集めた。参議院選挙では、史上最低の投票率45%を記録し、国民の政治離れが問題となった。選挙は、国民の政治参加の最大の機会であり、国民主権の具体的権利行使であるにもかかわらず、半数以上が棄権することは、民主政治の危機的状況にあるといつても過言ではない。戦後民主主義について総括し、それを推進してきた政治教育のあり方を再検討する時期にきていると思う。

1、戦後民主主義の出発

戦後民主主義の出発点は、「ポツダム宣言」にある。日本は、ポツダム宣言を受諾することによって、連合国に無条件降伏を行ったが、その中に「日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去すべし、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべき」と明記されていた。日本の改革は、この民主化と軍国主義・国家主義の排除の方向に進められることになる。

では、戦前・戦中の日本に民主主義はあったのであろうか。大正期に護憲運動や普通選獲得運動があり、戦後になって「大正デモクラシー」と称せられるようになった。確かに民主化への動きがあったことは事実である。しかし、民主主義があつたとは言えない。民主主義の基本は、国民主権と自由・平等などの基本的人権である。明治憲法は、天皇主権であり、人権も制約のある臣民の権利に過ぎなかった。「民主主義」という用語自体が、天皇主権を否定し、国民主権を目指す国家への反逆的思想としてタブーとされていた。吉野作造も、民主主義という言葉を使はず、天皇主権のもとでの民主的政治の意味で「民本主義」という用語を提唱せざるを得なかつた。公民科の教科書は、日本の君主国体に対比して民主国体を説明している。⁽²⁾ 戦時体制下になると軍国主義、国家主義、全体主義が一層推進され、自由という言葉すら反体制の意味が含められるようになつた。1942年の翼賛選挙では、大政翼賛政治会の推薦を受けた候補者を「推薦候補」とし、それ以外の自主的な候補者を「自由候補」としたのもこうした意味合いが込められた結果である。

従つて、日本における民主主義は、第2次世界大戦後初めて公的に推進されるようになったといえる。この戦後日本の民主化は、アメリカ占領軍の指示と日本側の対応という形で進められた。「降伏後における米国の初期の対日方針」(1945年9月22日)では、「個人の自由及び民主主義過程への欲求の奨励」が盛り込まれ、「五大改革指示」(1945年10月11日)では、その第3項目として「より自由主義的教育を行うための諸学校の開校一国民は政府が国民の主人というよりは寧ろ下僕となる如き組織を理解することによって事実に基づく知識及び利益を得て将来の進歩を形成するであろう。」⁽³⁾と指示している。「日本教育制度に対する管理政策」(1945年10月22日)では、教育内容について「議会政治、国際平和、個人の権威の思想及び集会、言論、信教の自由のごとき基本的人権の思想に合致する諸概念の教授及び実践の確立を奨励すること」⁽⁴⁾としている。

日本側も、文部省が、「新日本建設ノ教育方針」(1945年9月15日)を打ち出すとともに、差当り教科書の不適切な部分を削除するいわゆる「すみ塗り教科書」で対応しようとした。特に問題の多い公民教育について、「公民教育刷新委員会」を設置し(1945年11月1日)、その答申が12月に出され、修身科を廃止し総合的な公民科を新設することが提唱されたが、実施までには到らなかつた。1945年12月31日、占領軍総司令部は、「修身、日本歴史及び地理停止」の司令を出し、これらの授業が停止されるとともに、教科書も回収された。1946年1月、米国教育視察団が来日し、その『報告書』が提出された(日本語版1946年4月6日)。この報告書は、戦後の教育改革に大きな影響を与えたものであるが、「社会科」を示唆したものでもあった。報告書は、何よりも日本に民主主義を確立させようという姿勢に貫かれていた。教育の目的として「日本の教育の建て直しが行われる前に、民主政体における教育哲学の基礎が、ぜひとも明らかにされなくてはならぬ。「民主主義」という言

葉を絶えず繰り返したところで、それが内容をそなえていなければ無意味である。民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊厳を認めることが基になるであろう。」としている。⁽⁵⁾ 文部省は、1946年5月、「新教育指針」を発表し、新しい日本を、民主的な、平和的な、文化国家として建て直す方向を示した。特に、第5章において、「民主主義の徹底」が強調され、政治上の民主主義、経済の民主化、国際的民主主義、社会生活の民主化、そして、教育の実際において民主主義をいかに実現すべきか、の5項目にわたって詳しく論じている。⁽⁶⁾ 公民教育刷新委員会の答申に基づき、1946年10月、文部省は『国民学校公民教師用書』と『中等学校、青年学校公民教師用書』を発行したが、実施には到らなかった。

2. 新憲法と社会科の発足

戦後日本の基本となる日本国憲法が、1946年11月3日公布され、47年5月3日に施行された。新憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権を三大基本原理とするもので、天皇主権の明治憲法とは、根本的に原理を異にするものであった。新憲法制定に次いで教育基本法が制定され（1947年3月31日）、その前文において「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の形成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」と戦後日本の理想を平和と民主主義の文化的国家であり、その根底に教育があるとしたのである。さらに第8条（政治教育）において、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」と規定し、第2項として「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とした。

新憲法の施行と時を同じくして、文部省は『学習指導要領社会科編』I、IIを発表し、社会科が発足した。その序論において「今後の教育、特に社会科は、民主主義社会の建設にふさわしい社会人を育て上げようとするのであるから、教師はわが国の伝統や国民生活の特質をよくわきまえていると同時に、民主主義社会とはいかなるものであるかということ、すなわち民主主義社会の基底に存する原理について十分な理解を持たなければならない。」と述べ、民主主義の基本的な原理として7項目を掲げている。⁽⁷⁾ さらに「小学校社会科学習指導要領補説」では、社会科の目標を「りっぱな公民的資質」を発展させることとし、社会的に目が開かれることであるといえる、としながら、「しかし、りっぱな公

民的資質ということは、その目が社会的に開かれているということ以上のものを含んでいます。すなわちそのほかに、人々の幸福に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもっていることが肝要です。それは、政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発する心です。人間性及び民主主義を信頼する心です。人類にはいろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだということを確信する心です。このような信念のみが公民的資質に推進力を与えるものです。」⁽⁸⁾としている。社会科は、民主主義を教育する中心的教科として位置付けられた。

3、「あたらしい憲法のはなし」と『民主主義』上・下

戦後の民主主義教育で、先ず取り上げねばならないのが、文部省によって編集・発行された二つの教科書である。「あたらしい憲法のはなし」は、新憲法が制定された直後の1947年8月に、文部省によって中学1年を主な対象に発行された教科書である。この教科書は、易しく分かりやすい記述で書かれているだけでなく、憲法制定当時の考えが率直に表現されているので、憲法を再認識する格好の教科書となっている。「こんどの憲法の根本となっている考え方の第一は民主主義です。」⁽⁹⁾とし、「民主主義とは、国民ぜんたいで国を治めてゆくことです。みんなの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいがすくないのです。だから民主主義で国を治めてゆけば、みなさんは幸福になり、また国もさかえてゆくでしょう。」⁽¹⁰⁾と民主主義を熱っぽく説いている。この教科書の眼目は、何と言っても「戦争の放棄」の記述である。その挿し絵は、現在の教科書でも取り上げられている。「いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。なにもありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。」⁽¹¹⁾と述べ、その後で戦力の放棄と戦争の放棄を説明している。

この教科書で特筆すべきことは、「政党」について一節を設け、詳しく述べてあることである。「政党というのは、国を治めてゆくことについて、同じ意見をもっている人があつまってこしらえた団体のことです。」⁽¹²⁾「日本には、この政党というものについて、まちがった考えがあり、それは政党というものは、なんだか、国の中で、じぶんの意見をいいはっていういけないものだというような見方です。これはたいへんなまちがいです

。民主主義のやりかたは、国の仕事について、国民が、おおいに意見をはなしあってきめなければならないのですから、政党が争うのは、けっしてけんかではありません。民主主義でやれば、かならず政党というものができるのです。また、政党がいるのです。政党はいくつあってもよいのです。政党の数だけ、国民の意見が、大きく分かれていると思えばよいのです。ドイツやイタリアでは政党をむりに一つにまとめてしまい、また日本でも、政党をやめてしまったことがありました。その結果はどうなりましたか。国民の意見が自由にきかれなくなつて、個人の権利がふみにじられ、とうとうおそろしい戦争をはじめるようになったではありませんか。」⁽¹³⁾「みなさん、国民は、政党のことによく知らなければなりません。じぶんがすきな政党にはいり、またじぶんたちですきな政党をつくるのは、国民の自由で、憲法は、これを「基本的人権」としてみとめています。だれもこれをさまたげることはできません。」⁽¹⁴⁾この教科書が出されて3年後の1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、日本が再軍備に向ったため、この教科書は使われなくなってしまった。

『民主主義』上・下は、文部省が高等学校社会科教科書として編集・発行したもので、上巻は1948年10月、下巻は1949年8月に刊行された。筆者自身この分厚い教科書を手にしたとき、民主主義の重さと奥の深さを実感させられたような気になったのを思い浮べる。「はしがき」は、次のような言葉で始まっている。「今の世の中には、民主主義ということばがはんらんしている。民主主義ということばならば、だれもが知っている。しかし、民主主義のほんとうの意味を知っている人がどれだけあるだろうか。その点になると、はなはだ心もとないといわなければならない。」⁽¹⁵⁾戦後50年経った現在、同じことが言えるのではないだろうか。「多くの人々は、民主主義とは単なる政治上の制度だと考えている。民主主義とは民主政治のことであり、それ以外の何ものでもないと思っている。しかし、政治の面からだけ見ていたのでは、民主主義をほんとうに理解することはできない。政治上の制度としての民主主義ももとよりたいせつであるが、それよりももっとたいせつなのは、民主主義の精神をつかむことである。なぜならば、民主主義の根本は、精神的な態度にほかならないからである。それでは、民主主義の根本精神はなんであろうか、それは、つまり、人間の尊重ということにほかならない。」⁽¹⁶⁾このように、民主主義の基本は、人間尊重の心であるということが先ず強調されている。この「民主主義」の教科書を今読み直しても、良く書かれた教科書であると感じさせられる。民主主義の反対として独裁主義、全体主義を挙げ、「歴史の教えるところによれば、一部の者に政治上の権威の独占を許せば、その結果は必ず独裁主義になるし、独裁主義になると戦争になりやすい。だから、国民のための政治を実現するためのただ一つの確実な道は、政治を国民の政治たらしめ、国民による政治を行うことである。政治が国民のものとなるならば、国民は、それを、各人の権利を守りその生活程度を高める方法として用いるであろう。国民が、国

民のためにならない政治を黙って見ているということは、道理としてありえないはずである。」⁽¹⁷⁾ 「全体主義は、国家が栄えるにつれて国民が栄えるという。そうして、戦争というばくちを打って、元も子もなくしてしまう。これに反して、民主主義は、国民が栄えるにつれて国家も栄えるという考え方の上に立つ。民主主義は、決して個人を無視したり、軽んじたりしない。それは、個人の価値と尊厳に対する深い尊敬をその根本としている。すべての個人が、その持っている最もよいものを、のびのびと発展させる平等の機会を与えられるにつれて、国民の全体としての知識も道徳も高まり、経済も盛んになり、その結果として必ず国家も栄える。つまりところ、国家の繁栄は主として国民の人間としての強さと高さとによってもたらされるのである。」⁽¹⁸⁾ と民主主義の意義を説いている。これらは全体主義の結果によって戦争がもたらされたという強い反省に立って書かれた。

この教科書には、現在の政治状況に対して教唆される適切な問題提起が数多くなされている。例えば、政治的無関心が独裁体制を生む危険性があり、棄権は、単に民主政治を弱めるだけでなく、実にその生命を脅かすのであると指摘し、「だから、選挙権は、権利であるが、同時に義務である。義務であるというのは、たとえば納税の義務のように、それを怠れば罰せられるというわけではない。その意味で、熱意と理解とをもって政治に参与することは、法律上の義務ではなくて、むしろ道徳上の義務である。道徳上の義務であるというよりも、むしろ多くの人々の幸福を思う愛情の問題なのである。」⁽¹⁹⁾ このように、選挙権を権利であり、義務であるという考えは、投票率が低下傾向を続けている現在、学校教育でも教えられるべきであると考える。また、民主政治の落し穴として、多数決原理の問題点を指摘している。「多数決という方法は、用い方によっては、多数党の横暴という弊を招くばかりでなく、民主主義そのものの根底を破壊するような結果に陥ることがある。なぜならば、多数の力さえ獲得すればどんなことでもできるということになると、多数の勢いに乗じて一つの政治方針だけを絶対に正しいものにまでまつり上げ、いっさいの反対や批判を封じ去って、一挙に独裁政治体制を作り上げてしまうことができるからである。」そして、その例としてドイツのナチス党を挙げている。

政党政治の弊害として、「どろ仕合」と「金の誘惑」が指摘されている。これらの悪弊は、今まで変わらぬまま続いている。これらの弊害を取り除く方策として、第1に政党が公党としての自覚に徹底することであり、政党は国民を代表してその主張を政治の上に実現して行こうとするのであるから、はっきりした政策を掲げ、それを忠実に遂行するよう努めなくてはいけないとしている。第2に、政党自身が民主的に組織されること、政党は民主政治の中心であるから、その内部が民主的に組織されなければならないことは当たり前である、としているが、この当たり前がなかなか実現されていない。それと党の経費は、財閥や少数の金持ちから貢がれるのではなく、なるべく広い支持者の寄付金によって

まかなわるようすにすべきである、と指摘されているが、企業献金は変わらず、その上、国民の税金まで公的助成として出されることになった。第3として、政党には、相手方の立場を理解する雅量が必要である、としている。「国民の禍福の分かれ道になる問題を、右からも左からも、上からも下からも見てよく研究し、互いの論議を重ねつつ、ただ一つの真理を発見して行こうとする謙譲の精神があつてこそ、花も実もある政党政治が行われうる。」⁽²⁰⁾さらに次のことが付け加えられている。「しかし、これらのことの根本をなすのは、国民の良識である。政党は、国民の心の鏡のようなものである。国民の心が曲がっていれば、曲がった政党ができる。国民の心がさもしければ、さもしい政党が並び立つて、みにくく争いをするようになる。それを見て、政党の悪口を言うより先に、何よりもたいせつな国民の代表者に、ほんとうに信頼できるりっぱな人を選ぶことを心がけなければならない。国民がみんな「目覚めた有権者」になること、そうして、政治を「自分たちの仕事」として、それをよくするために絶えず努力して行くこと、民主政治を栄えさせる道は、このほかにはない。」⁽²¹⁾

第14章は、「民主主義の学び方」である。民主主義を学ぶには、民主主義的な生活を実践すること以外にない、としている。そして、それまでの学校教育の欠陥を厳しく指摘している。それは一口で言えば、「上から教え込む教育」、「詰め込み教育」であった。これからの教育は生徒の個性を重んじ、その自主性を尊ぶとともに、先生の教え方にも自主性が認められるものでなければならない。「いずれにせよ、たいせつなのは、民主主義の共同生活を学校の中でまた学校の外で、実際にやってみて、ほんとうの民主主義の精神を身につけることである。今日の青少年も、満20歳になれば選挙権を与えられ、最も重要な国の政治に参与することになる。医者になって人の命をあずかり、技術家になって精密な機械を運転するには、学校を出てからもじゅうぶんな修業を積む必要があり、またそれだけの余裕もある。しかし、民主主義だけは、満20歳になるまでに、その精神をほんとうに身につけておかなければならない。毎年新たに選挙権を得る数百万の若い人々が、民主政治の正しい運用をわきまえているかどうかは、国の政治のうえに善悪ともに大きな影響を及ぼすに相違ない。」⁽²²⁾

教科書『民主主義』から、長い引用を交えて、その内容を紹介してきた。それは、この教科書が、筆者自身にとってだけでなく、戦後の民主主義教育の原典といえるものと考えるからである。それは、次のように締め括っている。「日本の将来の希望は、かかって、今まで人類の経てきたいろいろな経験を生かして、討論しつつ実行し、実行しつつ討論する、国民すべての自主的な意志と努力とのうえに輝いている。議論するのもよい。が、まず働く。やってみよう。日本人が日本を見捨てないかぎり、世界は日本を見捨てはしない。民主主義の理想は遠い。しかし、そこへいたるための道が開かれうるか否かは、われ

われが一致協力してその道を切り開くか否かにかかっている。意志のあるところには、道がある。国民みんなの意志でその道を求める、国民みんなの力でその道を開き、民主主義の約束する国民みんなの安全と幸福と繁栄とを築き上げていこうではないか。」⁽²³⁾

4、教育2法（教育の中立性問題）と政治教育

1950年6月、朝鮮戦争が勃発した。これを契機に、日本の情勢は大きく転換することになる。警察予備隊の名称で再軍備が実施され、レッド・バージと追放解除が行われるなど、政治の反動化が始まった。1951年9月、サンフランシスコで対日講和条約が調印され、日本は独立を回復するとともに、日米安全保障条約によって、アメリカと軍事同盟を結ぶことになった。1954年5月に、教育2法案と言われる「教育公務員特例法の一部改正」と「義務教育学校における教育の政治的中立の確保に関する法律」が成立した。この背景には、山口県教職員組合編集の『小学生日記』⁽²⁴⁾『中学生日記』⁽²⁵⁾に再軍備 内容など教育の中立性に反するとされた事件や京都旭丘中学の教諭が平和主義の偏向教育をして懲戒免職になった事件などがあり、日本教職員組合が「教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもとに再軍備反対・平和教育をすすめてきたことを抑圧することを狙いとしたものであった。教育2法案には、日教組をはじめ左右社会党などが強く反対し、審議が難航したが、中立確保法を臨時処置法とし、刑事罰を行政罰に変え、さらに「政党」からの中立ではなく「政党」からの中立にするといった修正を加えて成立した。教育公務員特例法の改正は、公立学校の教育公務員の政治的行為を国立学校の教育公務員と同じように制限するものであった。これは教職員自身の政治的行為の制限であるが、政治的中立確保法は、教育についての規制であった。

第3条（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）は次のようになっている。「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という）の政治的勢力の伸張又は減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。」（教育公務員特例法）

分かりにくい表現をしているが、具体的な例を言うと、日教組が教職員に特定の政党等

を支持したり、反対したりするような教育をするように教唆やせん動してはならない、ということである。しかし、この規定は、一般の教職員に「偏向教育」への必要以上の恐怖感を与え、具体的な政党についてはもとより、国論を2分する自衛隊問題や、安保問題などへの取り組みを困難視する風潮を醸し出した。

終戦直後の急激な民主化の流れに対して、再軍備や治安立法、教育への統制など、反動的な動向が目立ってきたが、こうした動きを「逆コース」と表現するようになった。そうした中で、日本民主党から『うれうべき教科書の問題』（1955年8月10日）が出された。これは教科書を巡る問題点、特に内容が偏向しているとして具体的な例を挙げて指摘したものである。これを契機に、文部省の教育行政改革が一挙に進められ、教科書法案による検定強化（法案は廃案になって成立しなかったが、行政処置が取られた）、教育委員公選制を任命制に改正（地方教育行政の組織と運営に関する法律）、公立学校教職員の勤務評定、などが日教組などの強い反対を押し切って実現されていった。1958年10月には、55年の学習指導要領の改訂に続いて、官報告示というかたちで「学習指導要領」が発表され、これまでの学習指導要領が参考資料とされていたのに対し、法的拘束力のあるものとした。かくて、日本の教育は、文部省主導のもとに全国画一的に行われる体制となった。

しかし、日本国憲法で確立され、教育基本法で確認された「民主主義と平和」のための教育の原則は、変わりなく維持された。1958年版「学習指導要領」においても、小学校社会科の「目標 1 具体的な社会生活の経験を通じて、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解させ、自主的、自律的な生活態度を養う。」とし、さらに「上に掲げた社会科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、特に、社会科はわが国における民主主義の育成に対して重要な教育的役割をになう教科であるから、各学年における具体的な学習が、主として目標2から5までのいずれかにかかわる場合においても、常にその指導の根底には目標1が考慮されなければならない。」⁽²⁶⁾と指摘している。中学校社会科の「目標」においても、「1 自他の人格や個性を尊重することが社会生活の基本であることについての理解をいっそう深め、また民主主義の諸原則を理解させ、これを日常生活に正しく生かしていく態度や能力を養う。」「5 世界におけるわが国の立場を正しく理解させ、国民としての自覚を高め、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を養う。」⁽²⁷⁾ここにおいても、1と5をすべての指導の根底に考慮すべきであるとしている。

1978年版「学習指導要領」は、小中高の社会科の目標を、「公民的資質」という用語で一貫化し、「民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とした。1989年版において、これに「国際社会に生きる」という文言が付け加えられた。このように、「学習指導要領」で見るかぎり戦後の民主主義教育は定着したと言つ

ても過言ではないであろう。戦後50年の今日、日本に民主主義は根付いたであろうか。もしそうでないなら、私たち社会科教育関係者は、どこに問題があったのか明らかにし、反省と責任を感じなければならない。

5、戦後民主主義と日本

筆者は、『戦後50年』（毎日新聞社、1995年）という写真を主体とした本を手にしている。この本は、「戦後は、月面のような廃墟から始まった」⁽²⁸⁾ いう見出しで、原爆と空襲の焼け跡の写真で始まっている。そして皮肉にも、最後が阪神大震災の焼け跡の写真で終わっている。このことは、筆者に様々な感慨を呼び起こさせた。第1は、同じ焼け跡でも前者は戦争という人災であり、後者は震災という天災であるということである。人災は、人間が引き起こすものであるから、人間にすべての原因と責任がある。改めて、戦争と平和について考えさせられた。第2は、戦後の日本の出発点について、あの焼け跡だったということの再認識である。戦争によって破壊され、食べるものすらない状況であった。当時の日本の目標は、何よりも生活の安定であり、その先は豊かな社会であった。その目標は、現在一応達成された。しかし、みんなが幸せな天国のような社会ではなかった。物質的に豊かな社会であっても、人間は必ずしも精神的に満足し、幸福を感じるわけではない。離婚などによる家庭の崩壊現象が増加し、子供の世界にもいじめや登校拒否、自殺などがなくならない。生活保護など社会保障制度が確立されてもホームレスが増えている。凶悪な犯罪も増加する一方である。戦後日本が目指したものは、どうなったのであろうか。民主主義の基本は、人間の尊重ではなかったか。子供が、いじめによって自殺するのを聞くと、本当に心が痛むが、人権は何処にいったのかと仮借の念にも悩まされる。

確かに、戦後日本の最大の実績は、高度経済成長によって単に豊かになったというだけでなく、貧富の格差が少なくなり大部分の人人が中流意識を持つようになったことだと思う。完全な平等社会を目指した共産主義国家は、生産性の低下による経済の停滞や一党独裁と官僚組織の肥大化などにより経済的に行き詰まり、市場経済の導入などの改革が行われた。ユートピアの実現は夢に近い難しい問題である。

戦後日本が目指した「平和と民主主義」はどうだろうか。戦後50年、日本は、明治以降最も長い平和の時期を過ごすことができた。経済大国といわれるようになつたのも、そのお陰である。しかし、世界では、その間絶え間なく戦争や紛争が続けられてきた。日本も、非武装中立ではなく、軍備を持ち、アメリカと軍事同盟を結び、何時戦争に巻き込まれてもおかしくない状態になっている。

では、民主主義はどうであろうか。確かに「民主主義」という言葉は定着したし、絶対

的な正当性のあるシンボルとなっている。だが、本当に民主主義が実現したのかと問われれば、否と言わざるをえない。政治にしても、乱闘国会や政治汚職はなくならず、政党も民主的ではない。有権者の投票率は、ずっと低下傾向を示しているし、政治離れも進んでいる。基本的人権についても、性差別、人種差別、同和問題、在日韓国人・朝鮮人問題、身障者差別、子供の人権侵害など、問題が山積している。M. トケイナーは、「日本に民主主義はない」（日新報道出版部）で、様々な問題点を指摘している。その中で、「日本に導入された民主主義について、一般の日本人たちは、おそらく”民主主義とは個人の思うことがなんでもできる、何をしててもよい”というのが民主主義であるというふうに誤解してしまったのではあるまいか。」と指摘している。⁽²⁹⁾ 「自由」とは、その権利の裏に他人の自由があり、また権利行使の責任が存在するものであるが、日本人にはその認識が希薄であるといえる。トケイナーは、「さらに日本の民主主義において欠如していると考えられるものに、個人のもつ責任感が欠如している、という点を指摘することができる。」⁽³⁰⁾ としている。

こうしてみると、残念ながら日本人に「民主主義」は根付いていない、と言わざるをえない。小・中学校の社会科においても、「民主主義」について学習するのは、憲法と政治に関連してだけである。基本的人権と民主主義は、すべての基本であるから、あらゆる教科で、何時でも学習されるべきものである。これが十分行われていれば、いじめや差別など起こらないはずである。

6. 民主主義と政治教育

社会科教育において、政治教育というと、憲法学習、人権学習、平和学習、政治学習など、経済・社会関連以外のものを含めて広義にとらえられている。これらの基本にあるのが「民主主義」である。そして、民主主義の基本は、人間の尊重であり、生命の尊重である。その意味では、すべての教育の基本といえるが、特に広義の政治教育で、このことを念入りに教えるとともに、実践させるようにしなければならない。「民主主義を体得するためにまず学ばなければならないのは、各人が自分自身の人格を尊重し、自らが正しいと考えるところの信念に忠実であるという精神なのである。」⁽³¹⁾ それを出発点に、他人を自分と同じ人間として尊重し、自分の権利と同様に他人にも同じ権利があることを認識させるようにする。筆者は、学校教育から、こうした基本的な民主主義教育が失われ、「民主主義」は「政治教育」で扱うものとされてしまう傾向があるのでないかと危惧している。いじめの横行もその関連で捉えることができると思う。

次に強調しておきたいのは、若者の政治離れ傾向についてである。選挙の投票率が、す

っと低下傾向を続けている。95年参議院選挙では、遂に45%にまで落ち込んだ。これは、看過できない問題である。トケイナーは、「デモクラシーの発生条件としては、ある程度に発達した産業化が必要であり、さらに国民による投票というものが必要になる。だがもし、国民の中の少数者だけが真にものを考え、大多数の選挙民が自分の判断によって投票しないということになれば、その選挙結果は決して民主主義的なものとはいがたいことになる。このような投票の結果は、非常に危機的な状況を生むことになることを、充分警告しておきたい。」⁽³²⁾「いずれにしても、どの方向をとるか、それは日本人一人ひとりが主体性をもって、自らの判断によって決めるべきことであり、その結果についても一人ひとりが責任を有することは、いうまでもない。それが民主主義というものである。」⁽³³⁾といっている。しかし、政治教育の関係者としては、その通りとして放置してはおけない。政治に関心を持たせ、政治意識を高める政治教育に改めて本腰を入れて取り組む必要がある。

注

- (1) ユニセフ『1996年世界子供白書』1995年、ユニセフ駐日事務所、p. 11.
- (2) 河田嗣郎『最新公民教科提要 後編』1931年、東京開成館、p. 6.
- (3) 上田薰他編『社会科教育史資料』1、1974年、東京法令出版、p. 5.
- (4) 『社会科教育史資料』1、p. 5.
- (5) 『社会科教育史資料』1、p. 34.
- (6) 『社会科教育史資料』1、pp. 77-82.
- (7) 『学習指導要領 社会科編 I』(試案) 1947年、文部省、7項目は次の通りである。
1、民主的な政治は、適当な選挙制度及びよく民意を反映する議会を必要とする。2、政治・経済・資源や技術の利用が万人の生活程度を高め、また安寧を維持するように行われる。3、信教・言論・出版・集会・請願等についての個人の自由が確保される。4、正当な個人の財産は保護され、公共のためにのみ正当な方法によって取り上げられる。この際負担の公平が期せられる。5、公正な裁判によって、個人の権利侵害が防止される。6、法の執行は、適正に選任された官公吏のみによって行われ、個人や団体が私的に裁判や処分をしようとすることは拒否される。7、各個人は、すべての公私の義務を果たす責任を持つ。
- (8) 『小学校社会科學習指導要領補説』1948年、文部省。
- (9) 『あたらしい憲法のはなし』1947年8月、文部省、p. 6.
- (10) 『あたらしい憲法のはなし』p. 8.
- (11) 『あたらしい憲法のはなし』p. 18.

- (12) 『あたらしい憲法のはなし』 p. 36.
- (13) 『あたらしい憲法のはなし』 p. 38.
- (14) 『あたらしい憲法のはなし』 p. 40.
- (15) 『民主主義』 1948/49年、文部省（復刻版、径書房） p. 1.
- (16) 『民主主義』 pp. 16-17.
- (17) 『民主主義』 p. 25.
- (18) 『民主主義』 p. 26.
- (19) 『民主主義』 p. 93.
- (20) 『民主主義』 p. 145.
- (21) 『民主主義』 p. 145,
- (22) 『民主主義』 p. 309.
- (23) 『民主主義』 p. 379.
- (24) 『小学生日記』 1953年、山口県教職員組合編。
- (25) 『中学生日記』 1953年、山口県教職員組合編。
- (26) 『小学校学習指導要領』 1958年、文部省。
- (27) 『中学校学習指導要領』 1958年、文部省。
- (28) 『戦後50年』 毎日新聞社、1995年、p. 1.
- (29) M. トケイヤー著、箱崎総一訳『日本に民主主義はない』 1976年、日新報道、p. 12
- (30) トケイヤー、前掲書、p. 13.
- (31) 『民主主義』 p. 17,
- (32) トケイヤー、前掲書、pp. 53-54.
- (33) トケイヤー、前掲書、p. 55.